

建築主事 様
指定確認検査機関 様

平成 30 年 12 月 14 日
業住宅 第 135 号
一般社団法人プレハブ建築協会
専務理事 合田 純一



住宅部会 技術分科会代表幹事 西澤 哲郎

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部の改正に伴う 型式適合認定及び型式部材等製造者認証の再認定・認証番号一覧表等について

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 80 号）に伴い、平成 30 年 1 月 15 日付け国住指第 3699 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正について（技術的助言）」記 3 によって、一般社団法人 プレハブ建築協会が作成する「型式適合認定及び型式部材等製造者認証の再認定・認証番号一覧表等」の取り扱いが示されました。

当該一覧表を、当協会の責任において、基 別紙 1「型式適合認定及び型式部材等製造者認証の再認定・認証番号一覧表」に作成しましたので、施行日（平成 31 年 1 月 15 日）前に確認申請がされ、施行日以後に確認済証が交付される建築物において該当する場合は、下記 1 をご参考として審査をお願いいたします。

また、改正告示の施行日前に有効な型式適合認定及び型式部材等製造者認証で施行日後も引き続き有効なもののうち、認定書又は認証書だけでは引き続き有効であることが分からないものを、当協会の責任において、基 別紙 2「施行日前に有効な型式適合認定及び型式部材等製造者認証のうち施行日後も引き続き有効な認定・認証番号一覧表」として整理しましたので、建築確認申請において下記 2 を参考にご活用頂きたいをお願いします。

記

取扱いについて

1. 再認定・認証番号一覧表（基 別紙 1）

平成 30 年 1 月 15 日付け国住指第 3699 号 記 3 の通り、「基 別紙 1」及び「該当する施行日以後に有効な型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書」を追加説明書として提出した場合には、従前よりの確認審査をvariなく行うよう、取扱ってください。

2. 施行日以後も引き続き有効な型式適合認定及び型式部材等製造者認証(基 別紙 2)

施行日前に有効で施行日後も引き続き有効な型式適合認定及び型式部材等製造者認証である下表の①～④のいずれか1つ以上に該当する型式のうち、認定書又は認証書だけでは引き続き有効であることが分からないものとして、①～③のいずれか1つ以上に該当する型式を、基 別紙 2 に示しました。

項目	内容
① 構造計算	○平成 19 年国土交通省告示第 594 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」第 2 第三号を適用しない構造計算による型式。(時刻歴応答解析の認定の型式)
② 屋根版の構造	○屋根版が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である型式。
③ 屋根の形状	○屋根形状が特定緩勾配屋根部分(屋根勾配が 15 度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが 10m 以上の屋根の部分)を有さない型式。
④ 多雪区域	○多雪区域における型式

基 別紙 2 に該当する型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書を用いて確認申請された場合は、従前よりの確認審査をvariなく行うよう、取扱って下さい。

以上

<本件に対するお問合わせ先>

一般社団法人 プレハブ建築協会 落合・松尾

TEL 03-5280-3124 Fax 03-5280-3127